

平成22年に取り扱った 事件の内容

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事 件 記 録	20
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	75
1	概 況	75
2	不当労働行為事件取扱一覧表	83
3	審査期間の目標及び審査の実施状況	85
第2	労働組合の資格審査	87
1	概 況	87
2	労働組合資格審査取扱一覧表	88

第1部 概要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あつせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連 絡 会 議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あつせん員候補者名簿	8

第1 活動概要

平成22年の当委員会は、第41期委員により運営され、総会を24回、公益委員会議を25回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりであり、総取扱件数は217件で、前年に比べ24件減少した。また、終結件数は187件で、19件減少した。これを終結率で見ると、86.2パーセントで、前年の85.5パーセントを上回り、翌年への繰越件数は30件となった。

平成22年事件等取扱状況

区 分	労 働 争 議		不 当 労 働 行 為 の 審 査	労 働 組 合 の 資 格 審 査	申 請 ・ 申 立 相 談	計
	調 整	実 情 調 査				
取 扱 件 数	26 (2)	95 (7)	25 (12)	28 (14)	43 (一)	217 (35)
終 結 件 数	20 (2)	94 (7)	13 (9)	17 (11)	43 (一)	187 (29)

(注) () 内は、前年から繰り越した件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21人で構成されている。

平成22年は、第41期委員により運営された。

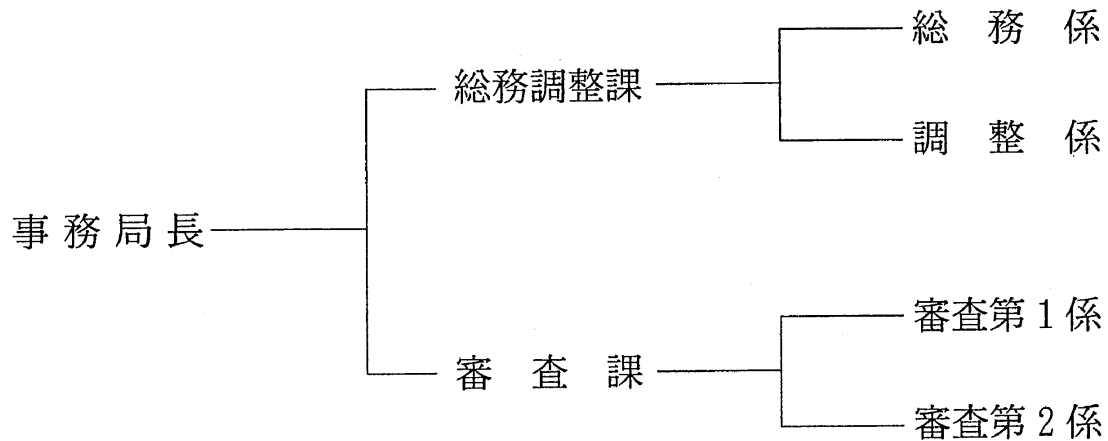
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。平成22年12月31日現在のあっせん員候補者は29人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、平成22年12月31日現在の事務局職員は、事務局長以下16人である。

組 織 図



第 3 会 議

1 総 会

総会は、委員会の活動を総合的に把握し、その適切な運営を期するため、委員全員で構成する会議である。当委員会では、原則として毎月第1及び第3木曜日を定例日としている。

なお、平成22年は、第1350回から第1373回までの24回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、平成22年は、第1348回から第1372回までの25回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、政令指定都市を抱える14(15)都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

平成22年は、労働委員会制度の活性化や制度の周知、広報、審査等の迅速化、的確化に向けての取り組み及び委員報酬等を議題として、活発な見解の交換が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第41期 委 員

◎印 会長 ○印 会長代理
平成21年8月3日任命 50音順
(平成22年12月31日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	大 内 伸 哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成19.8.2 40期～41期
	小 原 健 男	前(社)兵庫県シルバー人材センター協会参与	平成21.8.3 41期
	川久保 美智子	関西学院大学社会学部教授	平成20.5.8 40期～41期
	◎滝 澤 功 治	弁護士	平成9.7.2 35期～41期
	畑 喜 春	日本赤十字社兵庫県支部参与	平成19.8.2 40期～41期
	○正 木 靖 子	弁護士	平成13.7.9 37期～41期
	米 田 耕 士	弁護士	平成19.8.2 40期～41期
労働者委員	大 森 唯 行	新日本製鉄労働組合連合会会長	平成15.7.22 38期～41期
	栗 山 重 治	神姫バス労働組合執行委員長	平成21.8.3 41期
	白 田 春 雄	三菱重工労働組合中央執行委員長	平成18.3.16 39期～41期
	高 西 太 郎	関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長	平成17.7.28 39期～41期
	辻 芳 治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長	平成19.8.2 40期～41期
	宮 内 博 文	オークラ輸送機労働組合顧問	平成21.8.3 41期
	村 上 昇	UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長	平成15.7.22 38期～41期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	熊 谷 昌 之	兵庫県経営者協会専務理事	平成19.8.2 40期～41期
	佐 野 喜 之	セイコー化工機(株)代表取締役社長	平成19.8.2 40期～41期
	塚 本 晴 之	六甲フーズ(株)代表取締役社長	平成13.7.9 37期～41期
	藤 川 泰 延	(株)神戸製鋼所顧問	平成21.8.3 41期
	前 田 正 則	西芝電機(株)特別顧問	平成19.8.2 40期～41期
	村 元 四 郎	(株)村元工作所取締役	平成21.8.3 41期
	和 田 要	(株)六甲商会代表取締役社長	平成15.7.22 38期～41期

2 あっせん員候補者名簿

(平成22年12月31日現在)

氏名	委嘱年月日	現職
大内伸哉	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授
小原健男	平成21年8月3日	兵庫県労働委員会公益委員
川久保美智子	平成20年5月8日	兵庫県労働委員会公益委員 関西学院大学社会学部教授
滝澤功治	平成9年7月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
畑喜春	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 日本赤十字社兵庫県支部参与
正木靖子	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
米田耕士	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士
大森唯行	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 新日本製鉄労働組合連合会会長
栗山重治	平成21年8月3日	兵庫県労働委員会労働者委員 神姫バス労働組合執行委員長
白田春雄	平成18年3月16日	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工労働組合中央執行委員長
高西太郎	平成17年7月28日	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長
辻芳治	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
宮内博文	平成21年8月3日	兵庫県労働委員会労働者委員 オークラ輸送機労働組合顧問
村上昇	平成15年7月22日	兵庫県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長
熊谷昌之	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事
佐野喜之	平成19年8月2日	兵庫県労働委員会使用者委員 セイコー化工機(株)代表取締役社長
塚本晴之	平成13年7月9日	兵庫県労働委員会使用者委員 六甲フーズ(株)代表取締役社長

氏 名	委嘱年月日	現 職
藤 川 泰 延	平成21年 8 月 3 日	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)神戸製鋼所顧問
前 田 正 則	平成19年 8 月 2 日	兵庫県労働委員会使用者委員 西芝電機(株)特別顧問
村 元 四 郎	平成21年 8 月 3 日	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)村元工作所取締役
和 田 要	平成15年 7 月22日	兵庫県労働委員会使用者委員 (株)六甲商会代表取締役社長
島 本 健 二	平成15年 7 月22日	
柳 田 忠	平成13年 7 月 9 日	
和 田 利 重	平成19年 8 月 2 日	
高 田 裕 士	平成 7 年 6 月23日	
南 光 正 敬	平成 9 年 7 月 2 日	
羽古井 良 紀	平成22年 4 月 8 日	兵庫県労働委員会事務局長
野 田 哲 也	平成21年 4 月 2 日	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長
本 山 秀 治	平成22年 4 月 8 日	兵庫県労働委員会事務局審査課長

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
3	事件記録	20

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

平成22年に取り扱った調整事件は26件であり、すべてあっせん、前年からの繰越件数が2件、新規申請件数が24件であった。

取扱件数は、前年の37件に比べ11件減少した。このうち年内に20件が終結したので、翌年への繰越件数は6件となった（第1表参照）。

(2) 取扱事件

平成22年の取扱事件26件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、団体交渉の促進が20件、それ以外が14件で、団体交渉関係のもの比率が高くなっている（第2表参照）。

イ 申請者別では、すべて労働組合からのものである（第3表参照）。

ウ 地区別では、神戸地区が14件、阪神南地区が6件、東播磨地区及び中播磨地区が各2件、阪神北地区及び北播磨地区が各1件となっている（第5表参照）。

エ 業種別では、「運輸,郵便業」が7件、「医療,福祉」及び「サービス業」が各5件、「公務」が3件、「製造業」、「卸売,小売業」及び「教育,学習支援業」が各2件となっている（第6表参照）。

オ 企業規模別では、49人以下が10件、1,000人以上が6件、100～199人が4件、50～99人が3件、300～499人が2件、200～299人が1件となっている（第7表参照）。

(3) 終結状況

平成22年に終結した20件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分を見ると、解決が8件、打切りが12件となっており、解決率は40.0パーセントとなっている（第8表参照）。

イ 係属日数を見ると、1～4日が10件、10～19日が6件、20～29日が3件、50日以上が1件となっており、平均係属日数は、12.2日となっている（第9表参照）。

第1表

取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越件数	2	2	0
新規申請件数	24	18	6
計	26	20	6

第2表

調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	1
	(b) 協約の締結・改定	—
	(c) 協約の効力・解除	—
賃金等	(d) 賃金増額	—
	(e) 一時金	2
	(f) 諸手当	—
	(g) 退職金	—
	(h) その他	1
小計		3
賃金以外の労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	1
	小計	
経営又は人事	(l) 事業休止・縮小	2
	(m) 人員整理	1
	(n) 配置転換	1
	(o) 解雇	1
	(p) その他	1
	小計	
(q) 福利厚生 (r) 団交 (s) その他		—
		20
		3
合計		34

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計は取扱件数とは、一致しない。

第3表

申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	26	—	—	26

第4表

月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	2	2	2	2	3	—	3	1	1	1	3	—	6	26

第5表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	14	6	1	2	1	2	—	—	—	—	26

第6表

業種別件数

業種	製造	運輸,郵便			卸売,小売	医療,福祉	教育,学習支援	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便							
件数	2	3	2	2	2	5	2	5	3	—	26

第7表

企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	10	3	4	1	2	—	6	26

第8表

終結区分別件数

終結区分	解 決	取 下 げ	打 切 り	計	翌年への 繰越件数
件 数	8	—	12	20	6

第9表

調整日数別終結件数

日 数	調整員 指名前	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50以上	計	平均日数
件 数	—	10	—	6	3	—	1	20	12.2日

2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事 件 地	参 照 頁
平21 (調)33	教育,学習支援業	21.12.14 (22.1.6)	労	誠実な団体交渉 の実施	22.1.15 解 決	神崎郡 市川町	20
34	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	21.12.28 (22.1.14)	〃	〃	22.1.14 打切り	尼崎市	22
平22 (調)1	地 方 公 務	22.1.6 (22.1.25)	〃	技能労務職給料 表の導入に係る 団体交渉の促進	22.1.25 打切り	〃	24
2	卸 売,小 売 業	22.1.27 (22.2.6)	〃	団体交渉の実施	22.2.17 解 決	明石市	26
3	廃 棄 物 処 理 業	22.2.9 (22.2.25)	〃	社長が出席した 上での誠実な団 体交渉の実施	22.2.25 打切り	尼崎市	28
4	地 方 公 務	22.2.17 (22.3.2)	〃	技能労務職給料 表の導入に係る 団体交渉の促進	22.3.2 打切り	〃	30
5	道路旅客運送業 (バス専業)	22.3.19 (22.4.14)	〃	勤務基準に関す る協定の改定に 係る誠実な団体 交渉の実施	22.4.30 解 決	〃	32
6	医 療 業	22.3.29 (22.4.14)	〃	団体交渉の実施 及び組合要求へ の速やかな回答	22.5.6 解 決	川西市	34
7	その他のサービス業 (通訳・翻訳、マーケ ティングリサーチ業等)	22.4.15 (22.5.11)	〃	団体交渉の実施	22.5.11 打切り	神戸市 西 区	36
8	医 療 業	22.4.22 (22.5.19)	〃	謝罪文の提出と 和解金の支払	22.6.16 解 決	神戸市 灘 区	38

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申請 者	調 整 事 項	終 結 日 区 分	事件地	参 照 頁
平22 (調) 9	郵 便 業	22.4.23 (22.5.31)	労	組合事務所の貸与	22.6.17 打切り	神戸市 長田区	40
10	道路貨物運送業	22.6.3 (22.6.24)	〃	会長と社長出席 の誠実な団体交 渉の実施	22.6.24 打切り	神戸市 東灘区	42
11	教育,学習支援業	22.6.7 (22.6.24)	〃	一時金の支払	22.7.21 解 決	西宮市	44
12	木材・木製品製造業	22.6.9 (22.6.24)	〃	団体交渉の実施	22.6.24 打切り	神戸市 東灘区	46
13	社会保険・社会福祉・ 介護事業	22.7.15 (22.8.12)	〃	組合員に対する夏季 期末手当・解雇予告 手当の支給等	22.10.18 解 決	神戸市 西 区	48
14	郵 便 業	22.8.4 (22.8.17)	〃	D 作 業 所 閉鎖計画の撤回	22.8.27 打切り	〃	50
15	道路貨物運送業 廃棄物処理業	22.9.7 (22.9.14)	〃	誠実な団体交渉 の実施	22.9.14 打切り	神戸市 東灘区	52
16	協 同 組 合	22.10.4 (22.10.12)	〃	〃	22.10.12 打切り	神戸市 兵庫区	54
17	地 方 公 務 教育,学習支援業	22.10.7 (22.10.26)	〃	〃	22.10.26 打切り	神戸市 中央区	56
18	その他のサービス業 (荷役業)	22.10.20 (22.11.8)	〃	〃	22.11.25 解 決	加古川市	58

事件 番号	業 種	申請日 (指名日)	申請者	調整事項	終結日 区分	事件地	参照頁
平22 (調)19	道路貨物運送業	22.12.7 (22.12.27)	〃	社長が出席した 上での誠実な団 体交渉の実施	繰越し	神戸市 東灘区	60
20	金属製品製造業	22.12.13 (22.12.21)	〃	誠実な団体交渉 の実施	繰越し	姫路市	62
21	卸売, 小売業	22.12.13 (22.12.27)	〃	和解協定の遵守 及び誠実な団体 交渉の実施	繰越し	三木市	64
22	医療業	22.12.17 (-)	〃	団体交渉の実施	繰越し	神戸市 須磨区	66
23	医療業	22.12.17 (-)	〃	妊娠による退職 勧奨問題につい ての誠実な団体 交渉の実施	繰越し	神戸市 長田区	68
24	鉄道業	22.12.28 (-)	〃	組合代表の配置 転換の撤回	繰越し	神戸市 中央区	70
計		26件 (24件)					

(注)「計」欄の()内は、本年の新規取扱件数で、内数である。

3 事件記録

平成21年（調）第33号（1950号）

申請年月日	平成21年12月14日		
あっせん員	大内（公） 白田（労） 和田（使）		
係属日数	10 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成22年1月15日	終 結 区 分	解 決

(注) 係属日数は、あっせん員指名月日（当日を含む。）から、終結月日（当日を含む。）までの日数である（以下同じ。）。

1 申請者

組 合 神崎郡市川町
X教職員組合
組合員数 17人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神崎郡市川町
学校法人Y（教育,学習支援業）
従業員数 89人
関係事業所 なし

3 調整事項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
次の2項目について、誠実な回答をされたい。	以下のとおり回答している。
① 平成21年冬季一時金の減額理由	① 従前どおり、兵庫県の人事委員会勧告（以下「人勧」という。）に準拠して算定したものである。
② A教諭の自宅待機の根拠の明示及び解除	② 業務命令に基づく自宅待機であり、賃金は支給する。 なお、現在、教員として不適切であるとされる行為の事実関係を調査中である。

5 申請までの経過

平成21年5月中旬、使用者は、A教諭に対し、教員として不適切な行為があったとして、口頭で指導を行った。

同年10月26日、組合は、冬季一時金に関する団体交渉を申し入れた。

同月29日、使用者は、A教諭に対し、自宅待機を命じた。

同年11月6日、団体交渉が実施され、使用者は、冬季一時金を人勧に準拠して前年対比で0.35ヶ月引き下げると回答した。

同月23日、A教諭は組合に加入し、同月30日、冬季一時金とA教諭の問題について団体交渉を実施したが解決しなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年12月14日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年1月6日、あっせん員が指名された。

同月15日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①冬季一時金の減額については、人勧に準拠して算定したと回答するのみで、合理的な理由を示さない、②A教諭の自宅待機については、自宅待機を命ずるに至った証拠について「分からない」、「答えられない」と回答するのみで不誠実な交渉態度であり、また、組合を無視して、A教諭に直接会って自主退職を迫るなどしている、等と主張した。

一方、使用者側は、①冬季一時金交渉については、事業規模から考えれば、公立学校の給与に倣うという意味で人勧を基準とすることは客観的で妥当なものである、②A教諭の自宅待機については、同教諭が教員として適性を欠くことを示す証拠はあるが、教育的配慮から団体交渉の場に出すことが難しい、等と主張した。

あっせん員は、使用者に対し、冬季一時金の件は、激変緩和等が考慮できないか、A教諭の件は、証拠を示せない理由も含めてきちんと団体交渉すべきであるとして個別折衝を行った上で、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾し、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 使用者は、学校の創立50周年を機に、平成22年度以降の図書研修費〇〇〇円を×××円に引き上げるよう努力すること。
- 2 A教諭の問題については、使用者は、本人又は家族と交渉せず、組合と誠実に団体交渉を行うこと。
- 3 省略

平成21年（調）第34号（1951号）

申請年月日	平成21年12月28日		
あっせん員	畑（公） 村上（労） 熊谷（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成22年1月14日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 川西市

X労働組合総連合A連合会B労働組合

組 合 員 数 25人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 尼崎市

Y株式会社（道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー業））

従 業 員 数 150人

関係事業所 C営業所

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉に応じ、①累進歩合制度、②営業停止処分の期間中に被った不利益の回復、③年末一時金等について協議することを求める。	会社の大事なときに委員長が休んでいるような組合とは、団体交渉はできない。

5 申請までの経過

労使双方は、平成12年7月20日に累進歩合制度を内容とした暫定賃金協定を締結し、さらに、平成18年12月12日には暫定賃金協定の一部変更に係る確認書を締結したが、組合は、平成21年4月20日から同年9月24日の間に6回にわたって、累進歩合制度の見直しについて、団体交渉を実施するように使用者に申し入れた。

また、同月25日に使用者のC営業所に対する営業停止処分があったが、組合は、同年10月2日から同年11月11日までの間に5回にわたって、営業停止処分の期間中に被った組合員の不利益の回復について、団体交渉を実施するよう申し入れた。

使用者は、同年4月以降、団体交渉の実施に応じておらず、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年12月28日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年1月6日、事務局調査を実施した。

同月12日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月14日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第1号（1952号）

申請年月日	平成22年1月6日		
あっせん員	畑（公） 村上（労） 熊谷（使）		
係属日数	1日	あっせん回数	0回
終 結	平成22年1月25日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 尼崎市
 X 現業評議会
 組 合 員 数 432人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ
 使用者 尼崎市
 Y市（地方公務）
 従 業 員 数 3,444人
 関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 技能労務職給料表の導入に係る団体交渉の促進

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>1 使用者は、行政職給料表が適用されてきた技能労務職に、Z労働組合との団体交渉期間を2か月に限った上、国とY市の技能労務職の職務の相違を検討することなく、国に準拠した技能労務職給料表を導入しようとしている。</p> <p>2 組合は、Z労働組合から分離して労働組合となったので、当局は改めて、給料表導入の提案・説明を行うべきである。</p>	<p>1 Y市が導入しようとしている技能労務職の給料表は、国や他都市、民間の類似する職種との均衡を考慮して作成したものである。</p> <p>2 給料表の導入については、Z労働組合と団体交渉等を重ねており、組合の執行委員らも当時、Z労働組合の役員として交渉に参加していたことから、再提案は行わない。</p>

5 申請までの経過

平成21年7月30日から同年12月8日にかけて、使用者は、職員団体であるZ労働組合に対し、技能労務職給料表の導入を提案し、Z労働組合と、団体交渉を2回、労使協議等を12回それぞれ実施した。

同月10日、Z労働組合の支部であったX現業評議会は、Z労働組合から分離し、労働組合を結成した。

同月25日、組合は使用者に対し、労働組合の結成を通知し、技能労務職給料表の導入について改めて提案するよう申し入れたのに対し、使用者は組合がZ労働組合の支部であったころから説明・協議を行っており、改めて提案は行わないと回答した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、平成22年1月6日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年1月12日、事務局調査を実施した。

同月21日、使用者から、あっせんを行うことに同意しないとの文書が提出された。

同月25日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第2号（1953号）

申請年月日	平成22年1月27日		
あっせん員	小原（公） 辻（労） 熊谷（使）		
係属日数	12 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成22年2月17日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 明石市

Xユニオン

組 合 員 数 137人

2 関 係 当 事 者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市西区

株式会社Y（卸売,小売業）

従 業 員 数 約200人

関 係 事 業 所 A店

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労 使 の 主 張

組 合	使 用 者
Bは、使用者に退職を強要されたものであり、平成21年12月7日付けの退職には応じられない。	平成21年12月7日付けでBから退職の申出があったものであり、退職強要の事実はないので、団体交渉に応じられない。

5 申 請 ま だ の 経 過

Bは、平成17年10月13日から株式会社Yの経営する生鮮食料品店A店に、パート従業員として勤務した。

平成21年12月7日、Bは、使用者から退職願の用紙を渡され、それ以降

出社せず、同月14日に組合に加入した。

同日、組合は、Bは退職を強要されたとして団体交渉を申し入れたところ、同月18日、使用者は組合に退職強要があったとする根拠を示すよう求めるとともに、年末は繁忙期のため団体交渉の時期を変更するよう求める回答書を提出した。

平成22年1月8日及び同月18日、組合は、団体交渉を申し入れたところ、同月15日及び同月22日、使用者は、退職強要があったとする事実関係を示すよう求める回答書を組合に提出した。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月27日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年2月6日、あっせん員が指名された。

同月17日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①平成21年12月7日、Bは退職するよう求められ退職願の用紙を渡されたが、提出していない、②使用者はBの退職強要に関する団体交渉に応じなければならない、③雇用契約書及び就業規則を開示しないのは法律違反である、等と主張した。

一方、使用者側は、①Bは、自主的に退職したのである、②退職強要の事実があったと主張するなら、その証拠を提示するよう求めたが、提示しないので団体交渉に応じられない、③現在、Bと雇用関係にないので、雇用契約書及び就業規則は開示できない、等と主張した。

あっせん員は、使用者に対し、組合は退職強要があったと主張しているのだから、団体交渉に応じるべきであると説得したところ、秩序だった団体交渉が行えることを条件に、団体交渉の実施に同意した。

あっせん員は、労使が秩序ある団体交渉を速やかに実施するためにはルールを示す必要があるとし、個別折衝を行った上で、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾し、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 団体交渉の日時、場所及び出席者名について、速やかに調整する。
- 2 団体交渉の出席者は、双方ともほぼ同数とする。
- 3 交渉時間は、2時間以内を原則とする。

平成22年（調）第3号（1954号）

申請年月日	平成22年2月9日		
あっせん員	畑（公） 大森（労） 熊谷（使）		
係属日数	1日	あっせん回数	0回
終 結	平成22年2月25日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組 合 員 数 570人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組 合 員 数 29人

使用者 尼崎市
 Y株式会社（廃棄物処理業）
 従 業 員 数 49人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 社長が出席した上での誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
団体交渉には、C取締役が出席しているが、C取締役は最終決定権限がないと自ら認めている。	組合との交渉は、C取締役に任せている。

5 申請までの経過

平成22年1月27日、組合は、団体交渉を実施するように申し入れ、同年2月2日に団体交渉を実施した。

使用者の交渉担当のC取締役は、要求事項に対する最終決定権限がないことを自ら認めているにもかかわらず、組合との交渉はC取締役に任されており、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月9日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年2月16日、事務局調査を実施した。

同月24日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月25日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打切りとした。

平成22年（調）第4号（1955号）

申請年月日	平成22年2月17日		
あっせん員	畑（公） 大森（労） 熊谷（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成22年3月2日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 尼崎市

X現業評議会

組合員数 432人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 尼崎市

Y市（地方公務）

従業員数 3,444人

関係事業所 なし

3 調整事項 技能労務職給料表の導入に係る団体交渉の促進

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>組合は、Z労働組合から分離して独立した労働組合となったので、使用者は改めて、組合に対して給料表導入の提案・説明を行うべきである。</p>	<p>技能労務職給料表の導入に関しては、Z労働組合に対して提案した上で団体交渉等を重ねており、組合の執行委員らも当時、Z労働組合の役員として交渉に参加していたことから、組合に対して再提案は行わない。 なお、今後も、必要に応じて適宜交渉を行う姿勢に変わりはない。</p>

5 申請までの経過

平成22年1月6日、組合は、あっせん申請〔平成22年（調）第1号〕を行ったが、同月25日、使用者があっせんの実施に同意しなかったため、打ち切りとなった。

同年2月3日、技能労務職給料表の導入について、団体交渉を実施したが、使用者から組合に対し、正式な提案がなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月17日、再度、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年2月19日、事務局調査を実施した。

同年3月1日、使用者から、あっせんを行うことに同意しないとの文書が提出された。

同月2日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第5号（1956号）

申請年月日	平成22年3月19日		
あっせん員	大内（公） 高西（労） 佐野（使）		
係属日数	17日	あっせん回数	1回
終 結	平成22年4月30日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 尼崎市

X労働組合

組 合 員 数 101人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 尼崎市

Y交通局（道路旅客運送業（バス専業））

従 業 員 数 195人

関係事業所 なし

3 調 整 事 項 勤務基準に関する協定の改定に係る誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>使用者が一方的に就業規則を変更し、手当が支給されていた中休勤務制度等が廃止され、不利益が発生している。</p> <p>急激な制度変更で現場も混乱しているため、誠実な団体交渉の実施を求める。</p>	<p>改正の内容は、法律の範囲内であり、法的にも問題はない。</p> <p>組合には、事前に説明した上で、従業員への周知を行うなど、誠実に対応している。</p>

5 申請までの経過

平成10年1月14日、Y交通局自動車運転手の勤務基準に関する協定の全部改正がなされ、以降、一部改正を経ながら運用されてきた。

平成21年3月31日、使用者は、経営改善のための各種労働条件の改正に当たって、従来の労働協約の解約通告を行い、同年9月から自動車運転手の勤務条件に係る労使協議を行ってきたが、交渉は決裂し、同年12月1日、使用者による就業規則の改正が行われた。

その後も、労使協議を実施したが、交渉は平行線をたどったため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、平成22年3月19日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年4月14日、あっせん員が指名された。

同月30日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①使用者は、組合と合意することなく一方的に、平成21年12月1日から勤務条件の変更を行っている、②使用者は、「法律の範囲内」のことを就業規則に書き込み問題なしとしているが、従来の労働協約等で規定していた多くの項目が変更されたにもかかわらず、変形労働時間制の導入という説明のみである、③一方的な変更は、労働組合無視と同じである、等と主張した。

一方、使用者側は、①現執行部役員は、変更就業規則の実施前日の同年11月末に就任し、十分な交渉時間はなかった、②前執行部との間では十分交渉をし、変更内容について了解を得ている、③現執行部との間でも誠実交渉を怠るつもりはないが、「変形労働時間制は認められない。」という態度であるので、そこから話が進まない、等と主張した。

あっせん員は、組合執行部に十分な説明を行うことの必要性について使用者も認識しているので、あっせん解決を図ることが望ましいと判断し、個別折衝を行った上で、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾し、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 労使双方は、勤務基準に関する協定の改定について、誠実に団体交渉を実施すること。
- 2 使用者は、勤務条件を変更する場合には、組合の理解を得られるよう、十分な説明に努めること。
- 3 組合は、労使が合意した内容について、組合員の理解を得られるように努めること。

平成22年（調）第6号（1957号）

申請年月日	平成22年3月29日		
あっせん員	川久保（公） 栗山（労） 塚本（使）		
係属日数	23日	あっせん回数	1回
終 結	平成22年5月6日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 川西市
X労働組合
組合員数 200人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 川西市
Y病院（医療業）
従業員数 約400人
関係事業所 なし

3 調整事項 団体交渉の実施及び組合要求への速やかな回答

4 労使の主張

組 合	使 用 者
<p>1 人員の削減（電話交換士及び調理師）は、職場における労働条件の変更に係る問題であり、事前に組合と協議すべきである。</p> <p>2 医療事故防止に係る要求への回答を速やかに行うべきである。また、平成22年3月30日付けの回答内容は、実態を無視した無責任なものである。 事故調査委員会の資料提供を拒否している。</p>	<p>1 組合との団体交渉を拒否しているわけではないが、人員の問題はZの方針や経営上の観点から行った。</p> <p>2 回答が遅れたことは認めるが、組合から催促があればその都度回答できていない理由を説明している。また、要求に対する回答は同年3月30日に行った。</p>

5 申請までの経過

電話交換業務は、従来2人の電話交換士で行ってきたが、うち1人が平

成22年3月31日をもっての自主退職を願い出たところ、同年1月、使用者は、残る1人の電話交換士に対し、平成22年度から電話交換業務を民間委託したい旨を伝えた。

同年2月26日、電話交換士は組合に加入し、組合が抗議の申入れを行ったところ、同年3月2日、使用者は電話交換士本人に雇用を継続する旨を伝えた。同月9日、組合は、電話交換業務の協議の申入れを行い、同月に2回、労使折衝を行ったが、使用者は雇用を継続するものの、病院の経営状況から減員を実施するとの態度を堅持した。

同月19日、使用者は、調理職場の上級職員に、平成22年度から調理師が1人減員となると伝えた。組合は、電話交換業務に係る第2回労使折衝の場で、調理師の減員に関して事前協議がなかったと抗議した。

さらに、組合は、同月5日に、同月12日を回答期限として、医療事故についての防止改善要求書を提出したが、使用者から回答はなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月29日、あっせん申請を行った。

その後も、組合は同月31日に文書で団体交渉実施の申入れを行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年4月14日、あっせん員が指名された。

同年5月6日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、電話交換士及び調理師の減員等は組合員の労働条件に係る問題であるので、事前に組合と十分協議しなければならないのに使用者にはその認識がない、等と主張した。さらに、組合は、今後も組合員の労働条件の変更に係る問題が発生しても、使用者は組合と事前協議をせずに実施するのではないかとの懸念を示した。

一方、使用者側は、①団体交渉の実施自体は拒否していないが、労使の事務方折衝が進展しないので、実施に至っていない、②電話交換士及び調理師の減員等は、大きな労働条件の変更に当たらず、組合との事前協議は必要ないと考えている、等と主張した。

あっせん員は、組合員の労働条件に係る問題に対する労使の認識の差を埋めることが必要として、労使双方に断続的に個別折衝を繰り返す中で、使用者から今回の課題の件については、組合と協議すべきであるとの認識が示された。

そこで、あっせん員は、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾した。また、あっせん員が、あっせん案第2項について、労働条件の変更例等を付言し、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 労使双方は、平成22年3月31日付け団体交渉申入書に記載された申入れ事項について、誠意をもって紳士的に団体交渉を実施すること。
- 2 使用者は、組合員の労働条件の変更に関わる事項について、事前に組合と十分協議するよう努めること。

平成22年（調）第7号（1958号）

申請年月日	平成22年4月15日		
あっせん員	畑（公） 大森（労） 熊谷（使）		
係属日数	1日	あっせん回数	0回
終 結	平成22年5月11日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区

Xユニオン

組 合 員 数 300人

2 関 係 当 事 者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市西区

Y株式会社（その他のサービス業（通訳・翻訳、マーケティングリサーチ業等））

従 業 員 数 不明

関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 雇用契約に基づく責任を果たすこと。	交渉する必要はないと考えている。
2 未払賃金について交渉を行い、問題解決を図ること。	

5 申請事項

平成20年9月、Aは、北京市において、Bの従業員として通訳・翻訳業務等を開始し、平成21年3月に来日し、同年4月1日にBと雇用契約を締結した。

業務に従事して以来、賃金が未払であったため、Aは、平成22年3月23日に組合に加入した。

組合は、同月26日及び31日に、組合加入の通知及び団体交渉の申入れ文書を使用者の勤務先と自宅に送付したが、同年4月7日、使用者から、組合要求を拒否する旨の回答があったため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であるとして、同月15日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年4月27日に事務局調査を実施した。

同年5月10日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月11日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第8号（1959号）

申請年月日	平成22年4月22日		
あっせん員	小原（公） 栗山（労） 佐野（使）		
係属日数	29 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成22年6月16日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
X労働組合A支部
組 合 員 数 100人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市灘区
Y医院（医療業）
従 業 員 数 4 人
関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 謝罪文の提出と和解金の支払

4 労使の主張

組 合	使 用 者
Bが、使用者の度重なる暴力行為から受けた精神的苦痛に対する謝罪を文書で行い、和解金として〇〇〇円の支払を求める。	1 仕事上のミスで注意や叱責をしたことはあるが、けがをさせたり、あざができるような暴力行為はしていない。 2 Bの過去2年間の勤務記録から、超過勤務手当未払相当額を解決金として、金×××円を支払う。

5 申請までの経過

Bは、平成16年3月30日頃にY医院に採用された。Cの暴力行為やパワハラ行為は、特に平成22年1月から激しくなり、Bは身体に不調を来すようになった。

平成22年1月、Bは労働基準監督署に、Cの暴力行為やパワハラ行為を相談した。

同年2月6日、Bは退職届を提出した。その後、Bは同月7日頃、組合に加入した。

同月10日、組合は、「団体交渉申し入れ書」及び「要求書」を提出した。これを受けてCは、弁護士を代理人に選任した。

組合と使用者代理人とは、同年3月15日、同月26日及び同年4月8日に交渉を行い、同代理人は第3回団体交渉時に×××円の解決金の支払を提示したが、解決に至らなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であるとして、同月22日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年5月19日、あっせん員が指名された。

同年6月16日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、Bの性格はおとなしく、堪え忍ぶといったような人柄で、そのようなことから暴力行為やパワハラ行為を受けたのではないかと述べた上、①暴力行為やパワハラ行為に対し、〇〇〇円の解決金の支払を求める、②文書による謝罪の表明を求める、等と主張した。

一方、使用者側は、Bについて、①採用時に履歴書の生年月日を詐称するなど虚言癖がある、②Bから退職の申出があり代替者を募ったところ、Bが代替者をいじめて辞めさせるということが度々あった、③仕事の覚えが悪いだけでなく突発的な動きを取ることがあり、このため患者が金属の固まりを誤飲して救急車を呼んだこともある、等と主張した。

また、使用者は、解決金に関し、その後電話にて金額の上積みを提示したのに対し、組合から当初要求額より低い再提示額があったものの乖離があるままである、暴力行為やパワハラ行為は行っていないので謝罪しない、と主張した。

あっせん員は、Bに対する労使の認識の差は非常に大きいですが、事実関係の解明に固執することはあっせんの趣旨ではなく、事件の早期解決のためには一定の解決金及び使用者からBへの意思表示が必要として、労使にあっせん案を提示し、個別折衝を行った。

その結果、労使双方があっせん案を受諾し、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 使用者は、B（以下「利害関係人」という。）に対し、解決金として△△△円を支払う。
- 2 使用者は、今回のあっせん申請に至るまでの過程において配慮に欠ける点があったことについて、遺憾の意を表す。
- 3 使用者、組合及び利害関係人は、第1項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを確認し、今後一切争わない。
- 4 省略

平成22年（調）第9号（1960号）

申請年月日	平成22年4月23日		
あっせん員	川久保（公）	宮内（労）	村元（使）
係属日数	18日	あっせん回数	1回
終 結	平成22年6月17日	終 結 区 分	打切り

1 申請者

組 合 神戸市長田区
XユニオンA支部
組合員数 27人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 東京都千代田区
Y株式会社（郵便業）
従業員数 251,900人
関係事業所 B支店

3 調整事項 組合事務所の貸与

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 組合事務所は、組合活動の拠点であり、組織の拡大強化を図るために必要である。	組合事務所の貸与については検討中であり、別途回答する。
2 同一事業所内に存在する他労働組合には既に貸与されている状況は、不当労働行為に当たる。	

5 申請までの経過

平成21年4月、組合は、神戸東播支部のB支店での組合事務所貸与等に係る要求書を提出し、要求趣旨を説明したが、使用者は「検討中のため、別途回答する。」との回答のみを行った。

平成22年3月にも、組合は、組合事務所貸与に係る要求書を再提出したが、使用者は「現在、検討中である。」との回答を行うのみであり、組合

は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年4月23日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年5月31日、あっせん員が指名された。

同年6月17日にあっせんが実施され、あっせん員が当事者から事情聴取したところ、組合は、①平成2年の支部結成以来、事務所の貸与を要求してきているが、貸与されておらず、平成21年4月及び平成22年3月の要求に対しても「検討中」という回答のみであった、②同年5月6日には「C支店で用意できる。」との回答があったが、組合3役での協議では、支部発足以来、書記局があるB支店で要求してきた等の理由から合意できないとの結論になり、同月7日に、C支店では応じられない旨回答した、③使用者は、C支店しかスペースがないと言うが、空きスペースはいくらでもあり、ユニオンの活動を快く思っていないだけで組合差別である、④組合の書記局はB支店中心で動いており、少なくとも、神戸ブロックのD支店かE支店なら考慮する余地はある、等と述べた。

一方、使用者は、①書類の保存期間が5年から7年に延びたので、倉庫が手狭になっており、B支店内で組合の事務所を確保できる見込みはなく、D支店やE支店とも調整してきたが、困難な状況である、②B支店内は、作業スペースが主で、部屋や倉庫がそんなにある訳ではなく、宅配便事業統合の関係で、何とかスペースが確保できたのがC支店である、③組合は他労組と公平に扱えと言うが、他労組とは結成時期も違うし、他労組のスペースを返せとも言えない、C支店を拒否する理由が不明である、④C支店に事務所を置いて、B支店の会議室を適宜利用することは可能で、今後、事業環境が変われば、新たな空きスペースが出てくる可能性はあるので、そのときは、B、D、E等の支店でも検討してもらおう、等と述べた。

その後、あっせん員が、使用者及び組合の意向を再度確認したが、双方に歩み寄りの姿勢が見られなかったため、あっせん員は、協議の結果、両者の主張の隔たりは大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、あっせん日当日、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第10号（1961号）

申請年月日	平成22年6月3日		
あっせん員	畑（公） 村上（労） 熊谷（使）		
係属日数	1日	あっせん回数	0回
終 結	平成22年6月24日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組 合 員 数 570人

2 関 係 当 事 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組 合 員 数 5人

使用者 神戸市東灘区
 株式会社Y（道路貨物運送業）
 従 業 員 数 21人
 関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 会長と社長出席の誠実な団体交渉の実施

4 労 使 の 主 張

組 合	使 用 者
1 平成22年4月12日付け要求書記載事項について誠実に回答し、解決した上で協定書を締結すること。	1 労使合意をしていないので協定を結ぶつもりはない。
2 Cの未払賃金額に関し、使用者が支払う用意のある額を示すこと。	2 支払う意思はない。

5 申請までの経過

平成22年4月12日、組合は使用者に対し、「組合結成通知書」、「団体交渉開催の申入書」及び①労働組合法第7条で定める不当労働行為を一切行わないこと、②組合事務所及び組合掲示板の貸与を行うこと、③賃金労働条件等の不利益変更の実施に当たっては、事前に組合と協議し、組合及び本人の同意の上で行うこと、等を内容とする「要求書」を提出した。

その後、同月20日、同年5月18日及び同年6月2日に団体交渉が実施されたが、交渉は平行線のままであった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月3日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年6月14日、事務局調査を実施した。

同月21日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月24日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第11号（1962号）

申請年月日	平成22年6月7日		
あっせん員	大内（公） 栗山（労） 前田（使）		
係属日数	28日	あっせん回数	1回
終 結	平成22年7月21日	終結区分	解決

1 申請者

組 合 西宮市
 X教員組合
 組合員数 479人
 Y教員組合
 組合員数 59人
 Z職員組合
 組合員数 283人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ
 使用者 西宮市
 学校法人W（教育、学習支援業）
 従業員数 3,584人
 関係事業所 なし

3 調整事項 一時金の支払

4 労使の主張

組 合	使 用 者
年間一時金は、直近9年間、6.4ヶ月が支給されてきたが、平成21年9月11日に突然、6.0ヶ月に引き下げると通知があり、12月支給から実施された。合意・理由のない一方的な削減で認められない。	社会が不況であり、社会とともに痛みを分かち合う必要があり、社会との乖離が大きいため、人事院勧告を考慮して、一時金を0.4ヶ月削減し、6.0ヶ月にする。 （H22.3.18 平成21年度は特例措置として6.2ヶ月を提案）

5 申請までの経過

平成21年9月11日、使用者は、平成21年度の年間一時金を0.4ヶ月引き下げ6.0ヶ月とし、12月支給から実施（3.625ヶ月→3.225ヶ月）したいと提案

した。

同月30日、組合は、12月支給を前年度月数（3.625ヶ月）で暫定支給することを申し入れたが、同年10月23日、使用者は提案月数（3.225ヶ月）で暫定支給すると回答した。

同年12月7日まで、団体交渉を3回実施したが妥結に至らず、同月10日、使用者は暫定支給（3.225ヶ月）を行った。これに対し、組合は、労使慣行を無視したとして抗議を行った。

平成22年1月25日、使用者は、平成21年度の年間一時金の問題を少人数で、集中的に協議する団交小委員会の設置を提案した。

同年3月、団交小委員会を2回開催し、使用者は、平成21年度の年間一時金は6.2ヶ月とする提案を行ったが、同月31日、組合は拒否の回答を行い、同年6月7日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年6月24日、あっせん員が指名された。

同年7月21日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①平成21年度の年間一時金の削減は、使用者から団交委員会が削減を決定したという説明を受けたが、意思決定プロセスが不透明である、②使用者は、一時金の削減理由に関し、Wの財務的問題とは関係なく、Wを取り巻く社会情勢の厳しさが問題と再三説明していながら、同年6月30日付け文書で初めて財務状況を示し、財務上の問題と主張を変えた、等と主張した。

一方、使用者側は、①組合が、団交委員会の説明にこだわっているのであれば、団交委員会の位置づけ等について文書化してもよい、②一時金の削減は、財務状況の悪化が大前提で、一時金減額を提案した平成21年9月11日付け文書でもそのことを説明している、③財務状況についても、団体交渉の中で説明しているが、資料を基に説明する用意はある、等と主張した。

あっせん員は、労使の主張の隔たりを埋めるべく再度個々に事情聴取を行い、その結果を踏まえて、個別折衝を繰り返した上で、あっせん案を提示した。

その結果、労使双方があっせん案を受諾し、あっせん日当日、本件は終結した。

（あっせん案の要旨）

- 1 使用者は、団交委員会の位置づけ、権限の明確化等を行った上、団体交渉に臨むこと。
- 2 使用者は、組合との間で、平成21年度の一時金支給月数について、Wの財務状況等を含めて、誠実に団体交渉を継続すること。
- 3 組合は、労使が合意した内容について、組合員の理解を得られるように努めること。

平成22年（調）第12号（1963号）

申請年月日	平成22年6月9日		
あっせん員	畑（公） 村上（労） 熊谷（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成22年6月24日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 尼崎市

Xユニオン

組合員数 450人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市東灘区

株式会社Y（木材・木製品製造業）

従業員数 60人

関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合員の定年までの雇用及び雇用保険加入を要求する。	雇止め中止及び定年までの雇用については、話合いの余地がない。雇用保険は、本人が希望するのなら加入する。

5 申請までの経過

平成21年10月、Aは、組合に加入した。

平成22年5月28日、使用者と組合員との間で同月31日から同年7月30日までの有期雇用契約（期間満了後更新しない旨の文言を付加）を締結したが、同年5月31日に組合は、「労働組合加入通知並びに要求書および団体交渉申し入れ書」を送付し、組合員の定年までの雇用及び雇用保険加入を要求した。

使用者が、定年までの雇用については拒否する旨の回答を行ったため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年6月9日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年6月18日、事務局調査を実施したが、同日、使用者から、あっせんを行うことに同意しない旨の回答があった。

同月24日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第13号（1964号）

申請年月日	平成22年7月15日		
あっせん員	畑（公） 大森（労） 藤川（使）		
係属日数	68 日	あっせん回数	2 回
終 結	平成22年10月18日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区
Xユニオン
組合員数 10人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市西区
社会福祉法人Y（社会保険・社会福祉・介護事業）
従業員数 35人
関係事業所 なし

- 3 調整事項
- 1 Aに対する夏季期末手当・解雇予告手当の支給
 - 2 団体交渉時における平成19～21年度の事業活動
収支内訳表及び資金収支決算内訳表の提供

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 Aに対する夏季期末手当を前年度実績並みで支給せよ。	1 Aは施設長であったが、施設利用者に対する虐待、職場放棄、重大な職務上のミス等があったため、夏季期末手当は支給できない。
2 Aに対する解雇予告手当を支給せよ。	2 Aは自己都合退職であるため、解雇予告手当は支給できない。
3 社会福祉法第44条及び社会福祉法人審査基準に基づき、事業活動収支内訳表等を提供せよ。	3 当法人の情報公開規程では、内訳表の提供までは義務付けていない。

5 申請までの経過

Aは、平成21年7月末日に社会福祉法人Yを退職した後、同年8月14日に組合に加入した。

組合は、同年10月23日にAに対する手当支給等に係る要求書を使用者に提出し、同年12月15日から平成22年1月26日までに3回の団体交渉が実施されたが、使用者は、「夏季期末手当や解雇予告手当は支給できない。」との回答を行った。

同年4月7日、組合は、事業活動収支内訳表等の提供を要求したが、使用者は、同年7月6日に「事業活動収支内訳表等の提供はできない。」との回答を行い、同月13日に実施された団体交渉においても、同様の回答を行ったので、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月15日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年8月12日、あっせん員が指名された。

同月30日、第1回あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①Aの退職は、前理事長から懲戒免職だと告げられたことによるものであり、Aからは辞職願は提出していないし、解雇予告手当も受け取っていない、②施設利用者に仕事を命じたのは前理事長であり、Aが職務を果たしていない等を理由として夏季期末手当全額を不支給とするのは、就業規則に根拠のない行為であるとともに労働基準法にも抵触する、③事業活動収支内訳表及び資金収支決算内訳表については、社会福祉法人審査基準でも開示が望ましいとされているものであり提供すべきだ、等と主張した。

一方、使用者側は、①Aが、聴聞会で懲戒免職にしてくださいと言ったものであり、前理事長は円満に退職したらとなだめたがAが拒否した、②施設利用者に仕事を手伝わせる等、自身で職責を果たしていないので、夏季期末手当の支給は不要である、③当法人の情報公開規程では、内訳表の提供までは義務付けていないが、理事会に諮って提供できるよう前向きに検討する、等と主張した。

その後、あっせん員が、解決金の支払、平成19年度から21年度の事業活動収支内訳表等の提示等を内容とするあっせん素案を作成して個別折衝を行ったが、使用者側の意向が確定しなかったため、後日、使用者側あっせん員が前理事長等と面談・協議した後、第2回あっせんを実施することになった。

同年10月18日、第2回あっせんが実施され、労使双方の意向を確認し、解決金額や事業活動収支内訳表及び資金収支決算内訳表の提示等について調整を図った上で、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾し、第2回あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

- 1 使用者は、A（以下「利害関係人」という。）に対し、解決金として、金〇〇〇円を平成22年11月末までに支払うこと。
- 2 使用者、組合及び利害関係人は、前項に定めるもののほか、使用者と利害関係人との間に何らの債権債務が存在しないことを確認し、今後一切争わないこと。
- 3 使用者は、団体交渉において、今年度からの事業活動収支内訳表及び資金収支決算内訳表を組合に示すこと。

平成22年（調）第14号（1965号）

申請年月日	平成22年 8 月 4 日		
あっせん員	小原（公） 栗山（労） 和田（使）		
係属日数	11 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成22年 8 月27日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合A支部
 組合員数 115人

2 関係当事者

組 合 神戸市西区
 X労働組合A支部B分会
 組合員数 11人

使用者 東京都千代田区
 Y株式会社（郵便業）
 従業員数 251,900人
 関係事業所 C支店

3 調 整 事 項 D作業所閉鎖計画の撤回

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 D作業所を閉鎖する経営上の合理的理由はない。一方的な閉鎖スケジュールを白紙に戻し、誠意ある交渉を行うこと。 2 作業所の閉鎖は、サービスの低下につながり、パート社員の働く場所を奪うことにもなる。組合員へ「丁寧な説明を行う」、「理解を求める」といった点は守ってほしい。	1 経費削減及びサービスの向上のために、作業所をパート社員の契約更新時期でもある平成22年9月末で閉鎖する。 2 パート社員に勤務意向の確認調査を実施し、同年8月末には勤務条件の提示を行う。

5 申請までの経過

平成21年10月、C支店はD作業所を平成22年3月末で閉鎖する方針を決定し、平成21年11月6日から数回、作業所勤務のパート社員に閉鎖方針の説明を行った。

平成22年2月8日、作業所勤務のパート社員11人でX労働組合A支部B分会を結成し、翌9日、A支部は、①作業所の存続、②労使交渉の場を設ける、等とした要求書を提出した。使用者は、同月25日の第2回労使交渉で、同年3月末閉鎖をいったん延期すると回答した。

使用者は、同年7月20日にA支部、翌21日にB分会に、口頭で同年9月末での作業所閉鎖方針を伝えた。同年7月22日、組合は作業所閉鎖方針に対し、①閉鎖計画の撤回、②労使交渉の場を持つ、等とした要求書を提出し、3回労使交渉を行ったが、交渉はまとまらなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年8月4日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年8月17日、あっせん員が指名された。

同月27日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①使用者は、作業所閉鎖スケジュールに基づき、一方的に手続を進めている、②使用者は、組合及び組合員に十分な説明もなしに、配達区域内の自治会長に作業所の閉鎖方針を伝え、また、閉鎖を前提とした訓練を実施するなど、組合軽視の態度を改めない、③閉鎖計画をいったん白紙に戻し、交渉を行うべきである、ただし、十分な説明があれば、閉鎖を受入れ、協力することもできる、等と主張した。

これに対し、使用者側は、①作業所閉鎖は経営の専管事項で、組合と対立した状態であっても閉鎖計画を進める、②組合員の雇用確保ため、作業所閉鎖後は、全員C支店で雇用する予定である、等と主張した。

あっせん員は、労使の主張の隔たりを埋めるべく使用者に折衝したところ、使用者は、同年9月末での作業所閉鎖は譲歩できないと述べるとともに、組合員11人全員をC支店で雇用するものの、全員が10時出勤、郵便課の内務作業を選択希望していることから、その業務での人員が過剰となるとの懸念が示された。

これを受けてあっせん員は、組合に対し、同年9月末での閉鎖は譲歩できないとする使用者の意向を伝えた上で、協議の結果、両者の主張の隔たりは大きく、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、あっせん日当日、本件を打切りとした。

平成22年（調）第15号（1966号）

申請年月日	平成22年9月7日		
あっせん員	畑（公） 辻（労） 熊谷（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成22年9月14日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組合員数 570人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組合員数 9人

使用者 神戸市東灘区
 Y株式会社（道路貨物運送業、廃棄物処理業）
 従業員数 40人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
会社の存続及び組合員の雇用についての団体交渉を行うこと。	会社解散により雇用関係は消滅しているため、団体交渉に応じる必要はない。

5 申請までの経過

平成22年8月27日、使用者は、「会社解散・従業員全員解雇」について、社屋入り口に貼り紙をして関係者に通知した。

同日及び同月31日、組合は、会社解散及び解雇の撤回並びに団体交渉実施の申入れを行ったが、使用者は応じなかったため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年9月7日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年9月10日、事務強調査を実施し、その後、使用者から「あっせんを行うことに同意しない。」という旨の回答が口頭であった。

同月14日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第16号（1967号）

申請年月日	平成22年10月4日		
あっせん員	畑（公） 村上（労） 熊谷（使）		
係属日数	1日	あっせん回数	0回
終 結	平成22年10月12日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組 合 員 数 570人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組 合 員 数 8人

使用者 神戸市兵庫区
 Y協同組合（協同組合）
 従 業 員 数 2人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
Y協同組合は、Z株式会社従業員に業務上の指揮命令を行っており、実質的な使用者であるので、団体交渉に応じること。	組合員の雇用主ではなく、使用者でないので団体交渉に応じる義務はない。

5 申請までの経過

Y協同組合は、Z株式会社も加入した8社を構成員として、家庭ごみ収集・運搬等の事業をWから入札の上、受注してきた。

平成22年8月31日、組合は、Y協同組合に対し、Z株式会社勤務の組合員に業務の指揮命令を行っており実質的な使用者であるとして、①Z株式会社の存続、②Z株式会社の従業員の雇用の確保、を交渉議題とする団体交渉実施の申入れの要請書を提出した。これに対し、同年9月1日、Y協同組合は交渉議題に関与する立場ではないので、団体交渉に応じない旨の回答を文書で行った。

同月20日、組合は、再度Y協同組合に対し、団体交渉実施の申入書を提出したが、同月27日、Y協同組合は組合員の雇用主ではないので、団体交渉に応じない旨の回答を文書で行った。

また、同月29日にも、組合は団体交渉実施の申入れを行ったが、同年10月1日、Y協同組合は団体交渉に応じない旨の回答を口頭で行った。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月4日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年10月5日、事務局調査を実施し、その後、使用者から「あっせんを行うことに同意しない。」という旨の回答が口頭であった。

同月12日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんに継続することは困難であると判断し、本件を打ち切りとした。

平成22年（調）第17号（1968号）

申請年月日	平成22年10月7日		
あっせん員	畑（公） 辻（労） 熊谷（使）		
係属日数	1 日	あっせん回数	0 回
終 結	平成22年10月26日	終 結 区 分	打切り

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組合員数 570人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組合員数 8人

使用者 神戸市中央区
 Y市（地方公務）
 従 業 員 数 17,200人
 関係事業所 なし
 Y市教育委員会（教育,学習支援業）
 従 業 員 数 9,988人
 関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
Z株式会社に請負業務を発注してきたY市及びY市教育委員会は、使用者責任を果たし、解決に向けた交渉に応じること。	Y市及びY市教育委員会は、使用者でない。

5 申請までの経過

Z株式会社は、ごみ焼却場から埋立地等へのごみ中継運搬及び給食配送の請負業務をY市及びY市教育委員会から入札の上、受注していたが、平成22年8月27日、社屋入り口に貼り紙をして「会社解散・従業員全員解雇」を関係者に通知した。同日、組合は、Y市及びY市教育委員会に対して、①Z株式会社の労働者の安定した雇用先の確保、②Z株式会社の企業閉鎖及び全員解雇を解決する行政指導を要請するとともに、両者と協議を行った。

3者は、同月31日から同年9月6日にかけても協議を行い、組合は、同月8日に公開質問状を提出した。これに対し、Y市及びY市教育委員会は、同月22日に、使用者ではないので団体交渉には応じない旨の文書回答を行った。

組合は、同月28日にも、Y市長あてに要請書を提出したが、Y市から回答がなく、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年10月7日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年10月14日、事務局調査を実施し、その後、使用者から「あっせんを行うことに同意しない。」という旨の回答が口頭であった。

同月26日、あっせん員が協議したところ、使用者のあっせん辞退の意思が固いため、これ以上あっせんを継続することは困難であると判断し、本件を打切りとした。

平成22年（調）第18号（1969号）

申請年月日	平成22年10月20日		
あっせん員	川久保（公） 村上（労） 塚本（使）		
係属日数	18 日	あっせん回数	1 回
終 結	平成22年11月25日	終 結 区 分	解 決

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
X労働組合A支部
組合員数 570人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
X労働組合A支部B分会
組合員数 3人

使用者 加古川市
有限会社Y（その他のサービス業（荷役業））
従業員数 3人
関係事業所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
雇用継続や退職金の問題を話し合うため、団体交渉の実施を求める。	平成22年10月13日付けで廃業したので、団体交渉の実施を拒否する。

5 申請までの経過

使用者は、Z株式会社が発注する請負業務のみを行ってきたが、不況から受注業務が少なくなり、打ち切られる見込みとなったので、平成22年1月、口頭でCに対し、退職勧奨を行った。

同月30日、全従業員3人は組合を結成し、同年2月1日、会長と話し合い、退職勧奨は撤回された。また、Z株式会社の請負業務も同年9月30日まで継続されることとなった。

同年夏、会長は口頭で組合員に、同年9月30日付けでの解雇を通告した。その後、Z株式会社との間で、請負業務の引継期間が同年10月1日から1か月必要ということとなり、雇用をさらに同月31日まで延長した。

同年8月末、組合は、解雇の撤回や退職金の支払などを求める団体交渉の申入れを行うとともに、同年9月10日には、退職金の支払を求める要求書を提出した。

同年10月1日、組合は口頭で団体交渉を申し入れたが、同月7日、使用者は、同月13日をもって廃業する旨の通知を文書で行い、また同月14日には、団体交渉拒否を文書で回答した。

同月16日、組合は口頭で団体交渉の申入れを行ったが、使用者は応じなかったため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月20日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年11月8日、あっせん員が指名された。

同月25日、あっせんが実施され、あっせん員が事情聴取したところ、組合側は、①使用者は、文書で一方的に廃業を伝えるだけで、何ら説明がない、②同月19日に法務局で商業登記簿謄本を調べたが、解散登記はされていない、③当初、解雇だということで退職金を要求したが、事業を継続しておれば勤務を続けたい、④団体交渉に応じてほしい、等と主張した。

一方、使用者側は、①解散登記はしていないが、同月13日から事実上廃業状態である、②会長は、組合員に給与減額分等を穴埋めするため、個人の資産からCやDに金銭を支払っており、これ以上組合員への債務は存在しない、③会社の資産としては、フォークリフトしかなく、売却しても大した金額にならない、④組合は、会長や社長宅に朝から晩まで電話をしたり、家まで押しかけ大声を上げるなど、正常な交渉ができる状態にない、節度ある対応をしてくれれば、団体交渉に応じるが、退職金をはじめ一切の金銭要求には応じられない、等と主張した。

あっせん員は、労使の主張の隔たりは大きいですが、組合は団体交渉の実施を強く望んでおり、使用者も団体交渉に応じる意向があることから、団体交渉のルールづくりが不可欠として、労使双方に個別折衝を繰り返した上、あっせん案を提示したところ、労使双方が受諾し、あっせん日当日、本件は終結した。

(あっせん案の要旨)

労使双方は、雇用継続や退職金の問題について、年内の解決を目指し、次のとおり団体交渉ルールを確認の上、誠意をもって紳士的に団体交渉を実施すること。

(1) 申入れは、事前に文書で行い、日時及び出席者について、速やかに調整の上、団体交渉を実施する。

(2) 1回目の団体交渉に限り、交渉時間は1時間程度、交渉場所は〇〇とする。

平成22年（調）第19号（1970号）

申請年月日	平成22年12月7日		
あっせん員	畑（公） 辻（労） 佐野（使）		
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部
 組 合 員 数 570人

2 関係当事者

組 合 神戸市兵庫区
 X労働組合A支部B分会
 組 合 員 数 2人

使用者 神戸市東灘区
 Y株式会社（道路貨物運送業）
 従 業 員 数 8人
 関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 社長が出席した上での誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 未払賃金を支払うこと。 2 業務で使用する個人の携帯電話料金を支払うこと。 3 年末一時金についての回答を示すこと。	第三者機関に間に入ってもらい、 解決を図りたい。

5 申請までの経過

平成22年9月16日、Y株式会社に勤務する従業員2人で、X労働組合A支部B分会を結成し、「組合結成通知書」、「要求書」及び「団体交渉開催の申入書」を提出した。

その後、同月28日から同年12月6日にかけて、4回の団体交渉が実施されたが、使用者は、第三者機関に間に入ってもらい解決を図りたいとしたため、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月7日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年12月31日現在、係属中である。

平成22年（調）第20号（1971号）

申請年月日	平成22年12月13日		
あっせん員	大内（公） 栗山（労） 前田（使）		
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 姫路市

Xユニオン

組 合 員 数 40人

2 関 係 当 事 者

組 合 申請者と同じ

使用 者 姫路市

株式会社Y（金属製品製造業）

従 業 員 数 32人

関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 誠実な団体交渉の実施

4 労 使 の 主 張

組 合	使 用 者
<p>Aは、使用者から長年にわたってパワーハラメント(以下「パワーハラ」という。)を受け続け、精神的苦痛を被ってきた。</p> <p>平成22年6月9日には、上司の部長から他の従業員の面前で罵倒され、自主退職を強要された。パワーハラに対する謝罪を求める。</p>	<p>パワーハラを行ったという事実はない。</p> <p>部長の発言は、最低限の注意・指導・教育である。</p>

5 申請までの経過

Aは、7、8年前から使用者より、様々な嫌がらせを受けていると感じて、精神的苦痛を被っていた。そうした中、平成21年9月、Aは組合に加入した。

平成22年6月9日、上司の部長はAに対し、タイムカードの打ち忘れを注意した後、大勢の従業員がいる前で、退職を強要する言葉を大声で3回発した。同月29日、組合は使用者に対し、Aへのパワハラを認め、謝罪文の手交を求める申入れを行った。

同年7月上旬、使用者は、上司の部長及び6月9日の部長の発言の際にその近くにいた5人の従業員に当時の事情を聴き、同月13日、Aに対し、パワハラはなかったと文書回答した。これに対し、同月16日、組合は使用者に対し、Aにではなく組合へ回答するよう申し入れた。

同年8月17日、使用者は組合に対し、パワハラはなかったと文書回答した。これに対し、同月20日、組合は団体交渉を申し入れた。

同年9月4日、同年11月6日、と2回団体交渉が実施されたが、交渉に進展はなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年12月13日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年12月31日現在、係属中である。

平成22年（調）第21号（1972号）

申請年月日	平成22年12月13日		
あっせん員	小原（公） 白田（労） 和田（使）		
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合A本部
 組 合 員 数 300人

2 関係当事者

組 合 神戸市中央区
 X労働組合A本部B分会
 組 合 員 数 不明

使用者 三木市
 Y株式会社（卸売,小売業）
 従 業 員 数 365人
 関係事業所 C商品センター

3 調 整 事 項 和解協定の遵守及び誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
平成21年10月2日付けの和解協定書の内容（資料の作成等も含め、回答・説明の準備をして団体交渉に臨むこと等）を遵守すること。	良好な労使関係の維持向上に努めることを心がけており、和解協定書の内容を遵守している。

5 申請までの経過

平成13年2月1日、X労働組合A本部B分会が結成され、平成20年11月17日付けで組合からあっせん申請があり、同年12月25日に実施したあっせんにおいて、労使双方があっせん案を受諾し、解決した〔平成20年(調)第18号〕。また、平成21年4月17日付けで、組合から不当労働行為救済申立てもなされたが、同年10月2日、関与和解が成立し終結した〔平成21年(不)第4号〕。

その後、同年11月5日から平成22年11月15日にかけて、8回の団体交渉が実施されたが、使用者は従来からの回答を繰り返すのみであるとして、同年12月13日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年12月31日現在、係属中である。

平成22年（調）第22号（1973号）

申請年月日	平成22年12月17日		
あっせん員	—（公）	—（労）	—（使）
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区

Xユニオン

組 合 員 数 290人

2 関係当事者

組 合 神戸市中央区

XユニオンA分会

組 合 員 数 2人

使用者 神戸市須磨区

医療法人社団Y（医療業）

従 業 員 数 130人

関係事業所 なし

3 調 整 事 項 団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
①労働協約の締結、②平成22年度の定期昇給の実施や賃金規定の説明、③就業規則の改定についての協議、を求める団体交渉に応じること。	団体交渉に応じる。

5 申請までの経過

平成22年11月26日、使用者に勤務する事務職員2人が、XユニオンA分会を結成し、同日、使用者に組合結成通知と、①労働協約の締結、②定期昇給の実施や賃金規定の説明、③就業規則の改定についての協議、を求める要求書を対応に出た副院長に提出した。

その後、同年12月10日、組合はファックスを送付し、回答を催促するとともに、同月14日、使用者の事務員に電話をして連絡を求めたが、使用者から回答はなかった。

同月15日、組合は副院長に電話をし、回答を求めたが、副院長は理事長の妻である常務理事でないとうからないと返答した。

同月16日、組合は常務理事宅の留守番電話に、組合へ連絡するよう伝言をしたが、連絡はなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月17日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年12月31日現在、係属中である。

平成22年（調）第23号（1974号）

申請年月日	平成22年12月17日		
あっせん員	—（公）	—（労）	—（使）
係属日数	一日	あっせん回数	一回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区

Xユニオン

組 合 員 数 290人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 神戸市長田区

医療法人社団Y（医療業）

従 業 員 数 80人

関係事業所 なし

3 調整事項 妊娠による退職勧奨問題についての誠実な団体交渉の実施

4 労使の主張

組 合	使 用 者
1 妊娠による退職勧奨に対する謝罪	1 退職勧奨はしていない。
2 退職勧奨を原因とする休職に対する補償などを求める団体交渉に応じること。	2 補償には、応じられない。

5 申請までの経過

Aは、妊娠によるつわりがひどくなり、平成22年2月1日から職場を休んでいたが、同年3月25日、事務長に電話をし、職場復帰の意向を伝えた。同月31日、上司の課長は、Aに電話をし、これまで課長に直接連絡をしなかったAの対応を非難した。結局、Aは、職場復帰をしなかった。

同年5月7日、Aは心療内科を受診し、心因反応と診断されるとともに、同日、組合に加入した。

同月19日、組合は、①上司の課長が退職勧奨したことへの謝罪、②職場環境の改善、などを求めて団体交渉の申入れを行った。同年6月、団体交渉が2回実施され、組合は第2回団体交渉で、同年4月から傷病手当(賃金の60%)の支給で補えない部分の補償を要求した。これに対し、同年7月1日、使用者は補償しないと文書回答した。

同年8月31日、組合は、院長出席による団体交渉の再開を要求したところ、同年9月10日、使用者は交渉窓口であった事務長が急死したとし、回答の延期を連絡した。

組合は、同年9月13日から同年10月14日まで4回、団体交渉の再開を催促するとともに、傷病手当が支給されなかった期間(同年4月1日から同年5月7日まで)の賃金相当額の補償についても話し合いを求めたが、使用者から連絡がなく、団体交渉も実施されなかった。

組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同年12月17日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年12月31日現在、係属中である。

平成22年（調）第24号（1975号）

申請年月日	平成22年12月28日		
あっせん員	— (公)	— (労)	— (使)
係属日数	— 日	あっせん回数	— 回
終 結	係属中	終 結 区 分	—

1 申 請 者

組 合 神戸市中央区

Xユニオン

組 合 員 数 7人

2 関係当事者

組 合 申請者と同じ

使用者 大阪市北区

株式会社Y（鉄道業）

従 業 員 数 130人

関 係 事 業 所 なし

3 調 整 事 項 組合代表の配置転換の撤回

4 労使の主張

組 合	使 用 者
組合代表Aの配置転換の撤回を すること。	撤回はできない。

5 申請までの経過

平成21年2月1日、Z株式会社の従業員により、Xユニオンが結成され、同年3月10日付けで組合からあっせん申請があり、同年4月7日に実施された第1回あっせんで労使があっせん案を受諾し、解決した〔平成21年(調)第4号〕。また、平成22年3月12日付けで不当労働行為救済申立てもなされ、係属中である〔平成22年(不)第2号〕。

その後、同年10月1日、Z株式会社の社員は株式会社Yに転籍し、同年12月12日に使用者は、平成23年1月13日付けで退職予定の組合代表Aに対し、再雇用時の配属先がB駅であることを口頭で連絡した。平成22年12月24日には、Aの配置転換の問題について団体交渉が実施されたが、組合は、このままでは自主的な解決は困難であると判断し、同月28日、あっせん申請を行った。

6 調整の経過及び結果

平成22年12月31日現在、係属中である。

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	75
1	概況	75
2	不当労働行為事件取扱一覧表	83
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	85
第2	労働組合の資格審査	87
1	概況	87
2	労働組合資格審査取扱一覧表	88

第1 不当労働行為事件の審査

1 概 況

(1) 取扱状況

平成22年に取り扱った不当労働行為事件は、25件であった。そのうち、前年からの繰越件数は12件で、前年より8件多く、新規申立件数は13件で、前年より3件少なくなっている。終結事件は13件で、前年より5件多くなっている。

また、翌年への繰越件数は12件で、前年と同じである（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

平成22年の新規申立件数13件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2号事件が4件、3号事件が3件、1・3号及び2・3号事件が各2件、1・2号事件及び1・2・3号事件が各1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、労働組合による申立てが12件、労働組合員等による申立てが1件となっている。

ウ 地区別では、神戸地区が8件、阪神南地区、阪神北地区、東播磨地区、西播磨地区及び淡路地区が各1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、「製造業」及び「運輸、郵便業」が各3件、「医療、福祉業」及び「その他」が各2件、「教育、学習支援業」、「サービス業」及び「公務」が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、49人以下及び1,000人以上が各4件、50～99人、100～199人、200～299人、300～499人及び500～999人が各1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

平成22年に終結した13件の内訳は、次のとおりである。

ア 終結件数13件のうち、繰越件数分が9件、新規申立件数分が4件となっている（第9表参照）。

終結した13件の内容は、命令・決定が4件、和解・取下げが9件となっている（第9表参照）。

終結件数の取扱件数25件に対する終結率は、52%となっている。

イ 終結事件の係属日数は、命令・決定の最長が463日、最短が250日、和解・取下げの最長が364日、最短が21日、総平均236日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

平成22年中に交付された命令・決定については、中央労働委員会に再審査の申立てがなされておらず、前年から繰り越された1件は終結しなかったため、1件が平成23年に繰り越された（第13表参照）。

(5) 行政訴訟事件

平成22年中に交付された命令・決定のうち、平成20年（不）第4号事件命令、平成21年（不）第7号事件決定に対して、申立人から訴えが提起された。

前年から繰り越された2件は係属中であり、合計4件が平成23年に繰り越された（第14表参照）。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越
繰越件数	12	9	3
新規申立件数	13	4	9
計	25	13	12

第2表 申立事項別件数

申立事項	繰越件数	新規申立件数	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	3	4	7
3号（支配介入）	1	3	4
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	2	1	3
1号と3号の複合したもの	2	2	4
2号と3号の複合したもの	1	2	3
1号と2号と3号の複合したもの	3	1	4
計	12	13	25

（注）1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、終結時を基準とした。

2 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越件数	新規申立件数	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	1	3	4
		賃金等の差別	4	—	4
		仕事上の差別	3	1	4
		配転	1	—	1
		小計	9	4	13
2号	団体交渉の拒否	9	8	17	
3号	支配介入	組合誹謗	2	2	4
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	—	—
		組合弱体化工作	6	6	12
		脱退強要	—	—	—
		就労拒否	1	—	1
		小計	9	8	17
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		27	20	47	

(注) 1 審査継続中に申立事項の追加等があるため、件数は、原則として、最終時を基準とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があり、件数の計は、第1表の申立件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越件数	新規申立件数	計
原職復帰・バックペイ	4	2	6
配置転換の撤回	—	—	—
不利益取扱いの撤回	5	2	7
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	3	1	4
団体交渉の応諾	8	8	16
支配介入の禁止	2	5	7
謝罪文の掲示・手交	8	8	16

(注) 1 審査継続中に請求する救済内容の追加等があるため、件数は、原則として、
 終結時を基準とした。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があり、件数の計は、原則として、
 申立件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越件数	—	—	—	1	1	—	3	—	1	3	2	1	12
新規申立件数	—	—	3	1	—	4	1	—	1	—	1	2	13

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越件数	6	4	—	—	—	2	—	—	—	—	12
新規申立件数	8	1	1	1	—	—	1	—	—	1	13

第7表

業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸, 郵便			卸売, 小売	医療, 福祉	教育, 学習 支援	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰越件数	3	1	5	—	2	—	—	1	—	—	12
新規申立件数	3	1	2	—	—	2	1	1	1	2	13
計	6	2	7	—	2	2	1	2	1	2	25

第8表

企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰越件数	5	3	1	—	—	2	1	12
新規申立件数	4	1	1	1	1	1	4	13
計	9	4	2	1	1	3	5	25

(注) 審査継続中に企業規模の変動がある場合があり、件数は、原則として、最終時を基準とした。

第9表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	自主 和解	取下げ	小計	
繰越件数	—	1	2	1	4	3	1	1	5	9
新規申立件数	—	—	—	—	—	1	2	1	4	4
計	—	1	2	1	4	4	3	2	9	13

第10表

終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
	日	日	日
命令・決定	463	250	364
和解・取下げ	364	21	179
総 平 均	—	—	236

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業種名	終結区分	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平20 (不)4	道路貨物運送業	命令(棄却)	回 6	回 5	人 5 (10)	回 1	日 463
平21 (不)5	卸売・小売業	命令(棄却)	4	3	4 (8)	3	355
6	卸売・小売業	取下げ	6	—	0 (0)	—	264
7	ゴム製品製造業	決定(却下)	4	1	0 (0)	—	250
8	廃棄物処理業	命令 (一部救済)	6	3	5 (10)	—	386
9	電気機械器具製造業	取下げ (関与和解)	5	—	0 (0)	2	281
12	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	和解認定 (関与和解)	2	—	0 (0)	2	100
15	道路貨物運送業	取下げ (自主和解)	5	2	2 (4)	1	364
16	その他の製造業	取下げ (関与和解)	4	—	0 (0)	1	154
平22 (不)3	食料品製造業	取下げ	2	—	0 (0)	—	82
4	道路貨物運送業	取下げ (自主和解)	3	—	0 (0)	1	167
8	熱供給業	取下げ (関与和解)	4	—	0 (0)	4	178
10	広告業	取下げ (自主和解)	1	—	0 (0)	—	21

(注)「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件番号	業 種 名	調査回数	審問回数	尋問証人数	和解回数	係属日数
平21 (不)10	一般貨物自動車運送業	9	5	4 (9)	—	463
13	一般貨物自動車運送業	9	5	4 (9)	—	438
14	道路貨物運送業	8	1	6 (6)	—	410
平22 (不)1	輸送用機器製造業	7	4	5 (10)	—	299
2	鉄 道 業	6	3	2 (4)	—	295
5	金 融 業	5	1	7 (7)	—	211
6	地 方 公 務	5	—	0 (0)	—	205
7	教 育 ・ 学 習 支 援 業	6	—	0 (0)	—	201
9	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	5	—	0 (0)	—	165
11	廃 棄 物 処 理 業	1	—	0 (0)	—	40
12	地 方 公 務	—	—	0 (0)	—	25
13	保 健 衛 生 業	—	—	0 (0)	—	11

(注) 係属日数は、平成22年末までの数値である。

第13表 再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申立年月日	不服の 要 点	審 査 経 過
中労委平21 (不再)第54号 郵便事業 (郵便事業)	労働者 21. 12. 25	初審命令の取消し	係属中 (22. 12. 31 現在)

第14表

行政訴訟事件一覧

事件番号 (業種名)	提起人 提起年月日	請求の趣旨	訴訟経過
最高裁 平成22年(行ツ)第127号 不当労働行為救済申立却下決定 取消請求上告提起事件 (ゴム製品製造業)	委員会 21.12.28	原判決の破棄	係属中 (22.12.31現在)
最高裁 平成22年(行ヒ)第139号 不当労働行為救済申立却下決定 取消請求上告受理申立事件 (ゴム製品製造業)	委員会 21.12.28	上告受理・ 原判決の破棄	係属中 (22.12.31現在)
神戸地裁 平成22年(行ウ)第40号 不当労働行為救済申立棄却命令 取消請求事件 (道路貨物運送業)	労働組合 22.6.29	県労委命令の 取消し	係属中 (22.12.31現在)
神戸地裁 平成22年(行ウ)第50号 不当労働行為却下決定取消請求 事件 (ゴム製品製造業)	労働組合 22.9.2	県労委決定の 取消し	係属中 (22.12.31現在)

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件 番号	業 種 名	第 7 条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平 20 (不) 4	道路貨物運送業	1・2・3	組合	20. 10. 10	不利益取扱 団交拒否 支配介入	22. 1. 15	命令 (棄却)	神戸市
平 21 (不) 5	卸売業・小売業	1・2	組合	21. 4. 17	不利益取扱 団交拒否	22. 4. 6	命令 (棄却)	神戸市
6	卸売業・小売業	2	組合	21. 5. 1	団交拒否	22. 1. 19	取下げ	神戸市
7	ゴム製品製造業	2	組合	21. 7. 6	団交拒否	22. 3. 12	決定 (却下)	神戸市
8	廃棄物処理業	1・2・3	組合	21. 7. 9	不利益取扱 団交拒否 支配介入	22. 7. 29	命令 (一部救済)	西宮市
9	電気機械器具 製造業	1・2	組合	21. 7. 15	不利益取扱 団交拒否	22. 4. 21	取下げ (関与和解)	西宮市
10	一般貨物自動 車運送業	2	組合	21. 9. 25	団交拒否			姫路市
12	道路旅客運送業	3	組合	21. 10. 8	支配介入	22. 1. 15	和解認定 (関与和解)	西宮市
13	一般貨物自動 車運送業	1・3	組合	21. 10. 20	不利益取扱 支配介入			姫路市
14	道路貨物運送業	1・2・3	組合 個人	21. 11. 17	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
15	道路貨物運送業	1・3	組合	21. 11. 17	不利益取扱 支配介入	22. 11. 15	取下げ (自主和解)	神戸市
16	その他の製造業	2・3	組合	21. 12. 25	団交拒否 支配介入	22. 5. 27	取下げ (関与和解)	尼崎市

事件 番号	業 種 名	第 7 条 該当号	申 立 て			終 結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
平 22 (不) 1	輸送用機器製 造業	2	組合	22. 3. 8	団交拒否			神戸市
2	鉄道業	3	組合	22. 3. 12	支配介入			神戸市
3	食料品製造業	2	組合	22. 3. 29	団交拒否	22. 6. 18	取下げ	神戸市
4	道路貨物運送業	3	組合	22. 4. 14	支配介入	22. 9. 27	取下げ (自主和解)	神戸市
5	金融業	1・3	組合	22. 6. 4	不利益取扱 支配介入			洲本市
6	地方公務	2	組合	22. 6. 10	団交拒否			佐用町
7	教育・学習支 援業	1・3	個人	22. 6. 14	不利益取扱 支配介入			神戸市
8	熱供給業	3	組合	22. 6. 22	支配介入	22. 12. 16	取下げ (関与和解)	神戸市
9	木材・木製品 製造業	1・2	組合	22. 7. 20	不利益取扱 団交拒否			神戸市
10	広告業	2・3	組合	22. 9. 17	団交拒否 支配介入	22. 10. 7	取下げ (自主和解)	西宮市
11	廃棄物処理業	1・2・3	組合	22. 11. 22	不利益取扱 団交拒否 支配介入			神戸市
12	地方公務	2・3	組合	22. 12. 7	団交拒否 支配介入			川西市
13	保健衛生業	2	組合	22. 12. 21	団交拒否			明石市
計		25 件						

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 27 条の 18 及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成 17 年兵庫県労働委員会規則第 4 号）第 4 条第 3 項の規定により、平成 23 年における審査の期間の目標及び平成 22 年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 平成 23 年における審査の期間の目標

当委員会は、平成 23 年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6 月

イ 標準的な事件 1 年 3 月

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点になっている等、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 平成 22 年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	3 件	1 件	2 件
標準的な事件	19	12	7
特に複雑な事件	3	0	3
計	25	13	12

イ 審査期間の状況（平成 22 年中に終結した事件）

(ア) 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	— 日	— 日	— 日
和 解 ・ 取 下 げ	82	82	82
総 平 均	—	—	82 (約 3 月)

(i) 標準的な事件

終結区分	係属日数		
	最長	最短	平均
命令・決定	463日	250日	364日
和解・取下げ	364	21	191
総平均	—	—	249 (約8月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（平成22年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋問証人数	備考
平成20年 (不)第4号事件	命令 (棄却)	463日	6回	5回	1回	5人 (10)	標準
平成21年 (不)第5号事件	命令 (棄却)	355	4	3	3	4 (8)	標準
平成21年 (不)第6号事件	取下げ	264	6	0	0	0 (0)	標準
平成21年 (不)第7号事件	決定 (却下)	250	4	1	0	0 (0)	標準
平成21年 (不)第8号事件	命令 (一部救済)	386	6	3	0	5 (10)	標準
平成21年 (不)第9号事件	取下げ (関与和解)	281	5	0	2	0 (0)	標準
平成21年 (不)第12号事件	和解認定 (関与和解)	100	2	0	2	0 (0)	標準
平成21年 (不)第15号事件	取下げ (自主和解)	364	5	2	1	2 (4)	標準
平成21年 (不)第16号事件	取下げ (関与和解)	154	4	0	1	0 (0)	標準
平成22年 (不)第3号事件	取下げ	82	2	0	0	0 (0)	団交拒否
平成22年 (不)第4号事件	取下げ (自主和解)	167	3	0	1	0 (0)	標準
平成22年 (不)第8号事件	取下げ (関与和解)	178	4	0	4	0 (0)	標準
平成22年 (不)第10号事件	取下げ (自主和解)	21	1	0	0	0 (0)	標準

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」は単純な団体交渉拒否事件を、「標準」は標準的な事件を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

平成22年に取り扱った労働組合の資格審査は28件で、その内訳は、前年からの繰越件数が14件、新規取扱件数が14件であった。申請理由別では、不当労働行為が24件、法人登記が4件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に17件（適合決定8件、打切り9件）が終結したので、翌年への繰越件数は11件となった（第2表参照）。

適合決定された8件（不当労働行為4件、法人登記4件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 件 数	—	12	2	—	14
新 規 取 扱 件 数	—	12	2	—	14
計	—	24	4	—	28

第2表 申請理由別、終結区分別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数	—	24	4	—	28
終 結 件 数	打 切 り	—	9	—	9
	取 下 げ	—	—	—	—
	適 合 決 定	—	4	4	8
	不 適 合 決 定	—	—	—	—
	計	—	13	4	—
翌年への繰越件数	—	11	—	—	11

第3表

申請理由別補正件数

区分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決定件数	—	4	4	—	8
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区分	1号 〔名称〕	2号 〔所在地〕	3号 〔均等 取扱〕	4号 〔組合員 資格〕	5号 〔役員 選挙〕	6号 〔総会 開催〕	7号 〔会計 報告〕	8号 〔罷業 開始〕	9号 〔規約 改正〕	傘下 組合の 規約
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事件番号	組合員数	係属		終結	
		年月日	事由	年月日	事由
平成20年 (資)第5号事件	41	20.10.10	不	22.1.7	適合
平成21年 (資)第7号事件	約100	21.4.17	不	22.3.29	適合
平成21年 (資)第8号事件	約100	21.5.1	不	22.1.19	打切り
平成21年 (資)第23号事件	約450	21.7.9	不	22.7.20	適合
平成21年 (資)第24号事件	1,047	21.7.6	不	22.3.4	適合
平成21年 (資)第25号事件	86	21.7.15	不	22.4.21	打切り
平成21年 (資)第26号事件	317	21.9.25	不		
平成21年 (資)第28号事件	13	21.10.8	不	22.1.15	打切り
平成21年 (資)第29号事件	317	21.10.20	不		
平成21年 (資)第31号事件	38	21.11.17	不		
平成21年 (資)第32号事件	549	21.11.17	不	22.11.15	打切り

事 件 番 号	組 合 員 数	係 属		終 結	
		年 月 日	事 由	年 月 日	事 由
平成 21 年 (資) 第 33 号事件	34	21. 12. 7	法	22. 6. 3	適合
平成 21 年 (資) 第 34 号事件	418	21. 12. 16	法	22. 1. 21	適合
平成 21 年 (資) 第 35 号事件	約 450	21. 12. 25	不	22. 5. 27	打切り
平成 22 年 (資) 第 1 号事件	80	22. 1. 18	法	22. 3. 18	適合
平成 22 年 (資) 第 2 号事件	13	22. 3. 3	法	22. 3. 18	適合
平成 22 年 (資) 第 3 号事件	約 450	22. 3. 8	不		
平成 22 年 (資) 第 4 号事件	350	22. 3. 12	不		
平成 22 年 (資) 第 5 号事件	350	22. 3. 29	不	22. 6. 18	打切り
平成 22 年 (資) 第 6 号事件	602	22. 4. 14	不	22. 9. 27	打切り
平成 22 年 (資) 第 7 号事件	6	22. 6. 4	不		
平成 22 年 (資) 第 8 号事件	40	22. 6. 10	不		
平成 22 年 (資) 第 9 号事件	732	22. 6. 22	不	22. 12. 16	打切り
平成 22 年 (資) 第 10 号事件	約 450	22. 7. 20	不		
平成 22 年 (資) 第 11 号事件	3	22. 9. 17	不	22. 10. 7	打切り
平成 22 年 (資) 第 12 号事件	579	22. 11. 22	不		
平成 22 年 (資) 第 13 号事件	196	22. 12. 7	不		
平成 22 年 (資) 第 14 号事件	204	22. 12. 21	不		
計		28 件			

(注) 「係属」の「事由」欄の「不」は「不当労働行為」、「法」は「法人登記」を示す。

